

兵主神社庭園の保存と活用

Preservation and Use of Hyozu Shrine Garden

辻 広志*

Hiroshi TSUJI*

1. はじめに

近年、文化財保護行政においては「保存」と「活用」という用語が頻出している。しかし、よく考えてみると、この二つの用語には大きな矛盾が含まれていることに気付く。「保存」のみを考えるならば「活用」は避けるべきであり、「活用」のみを考えるならば「保存」を図ることはできない。この大きな二つの命題の狭間で揺れながら、日本文化に親しみ、触れあい、それを後世に伝えることが今求められていると言える。今回竣工をみた国指定名勝・兵主神社庭園の保存修理事業は、正にそんな狭間の事業であった。事業の概要を報告し、残された課題について若干の考察を試みた。

2. 庭園の位置と指定概要

兵主神社庭園は、琵琶湖東岸の野洲川右岸下流域沖積地である、滋賀県野洲郡中主町大字五条字小森立の、宗教学法人兵主神社の境内に所在する。縁起等から鎌倉時代中期以降の豪族居館に伴う庭園が、居館廃絶後に社地となり庭園が残ったものとして、池の汀や石組の美しさとともに評価された。昭和28年3月31日に本殿南側の園池部分を中心に6,882㎡が指定され、その後平成8年11月11日には事業に係わる発掘調査の進展に伴い14,806㎡が追加指定され、指定総面積は21,688㎡となった。

3. 兵主神社の歴史と概要

祭神は八千矛神(=大国主命・大己貴命)である。元々「兵主」神とは、中国の史書『史記』等に見られる八神

の一つで、軍の神=兵主として「菟丸」という兵器創造神と同一視されたり、北方守護神、農耕神との見方もある。現在、全国に「兵主神社」は54社確認でき、この内『延喜式』(927)神名帳に記載される式内社「兵主神社」は8カ国19座、名神大社は和歌山坐兵主神社(奈良)・老岐嶋兵主神社(長崎)・近江兵主神社(滋賀)の3社である。

創建は奈良時代の養老2年(718)で、祭神は大亀の甲に乗った白蛇となり、鹿が守護して琵琶湖を渡ってきたと『兵主大明神縁起』慶長9年(1604)は伝える。文献上の初出は、『三代実録』貞観4年(862)の正五位下神位授与で、以後度々国史上に社名を見せる。

4. 保存修理事業の概要

事業の発端は、作庭以来の経年変化により荒廃が進行していたところに、平成2年9月に県下を直撃した台風19号により大規模な損壊を生じたことに始まる。

事業は国県町の補助金を含む総額201,566千円をかけて(宗)兵主神社が主体となり、平成3年度から13年度までの11ヵ年をかけて実施された。

指導機関としては、井口昌宏宮司を含めた5人(中村一・牛川喜幸・尼崎博正・藤田恒春)からなる保存整備委員会を設け、これに文化庁・滋賀県教育委員会・中主町教育委員会の行政と、独立行政法人奈良文化財研究所・滋賀県立琵琶湖博物館・京都造形芸術大学・高梨森林美学研究所等の研究機関からの指導を適時受けた。

設計監理は(有)パーク総合デザインが、造園施工は花豊造園(株)が行った。

事業の工程は、これまでの保存修理事業とは少し異なり、大きく三区分される。まず平成3～5年度は、a)現況庭園調査(植生調査・石材調査・現況庭園破損状況調査・地形測量・園池浚渫工事・指定範囲境界標埋設測量・地下レーダー探査等)、b)基本方針構想策定・基本設計、c)実施設計といった、荒廃した庭園の現況調査との基本方針の確認とそれに基づく実施設計を行った。平成5～13年度は、a)発掘調査・整理調査、b)保存修理工事を並行して行い、平成12年度までの発掘調査で確認された新たな事実に基づき設計変更を行い、工事に反映させた。平成12・13年度は、a)確定庭園調査(植生調査・地形測量・追加指定範囲境界標埋設測量等)、b)報告書作成を行い、事業によって明らかとなった事実や変更された全ての事象を記録し確定する作業を行った。

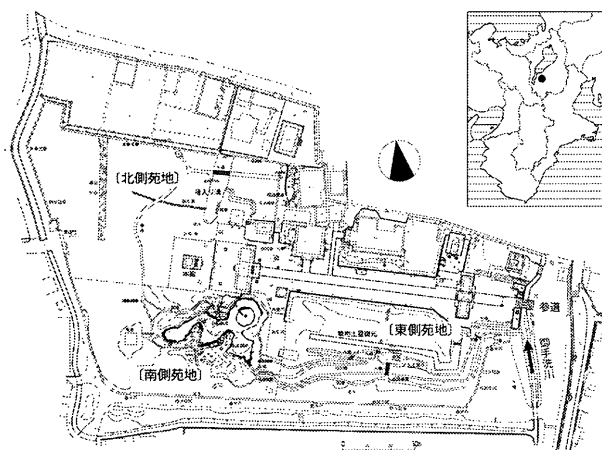


図1 兵主神社庭園平面図

*中主町教育委員会

*A Board of Education : Chuzo Town

本事業工程の特徴は二つある。一つめは保存修理の実施前と実施後に何を加え除いたかという現状変更を明確にすること、現在の植生や隣接住宅等の現況の周辺環境を記録化して次回の修理の基礎資料とすることである。二つめは名勝庭園という規制の中で、出来る限り発掘調査や遺構探査を行って庭園の変遷を探り、文献資料を補う資料を得ることである。特に後者については、古社の境内地をこれ程調査した事例は見あらず、庭園等についても幾つかの発見があった。やや煩雑となるが概要を記しておきたい。

5. 発掘調査の概要

現況の樹木や施設を残しての狭小なトレンチ調査(79ヶ所、約1,216㎡)が大部分ではあるが、神社境内並びに庭園に係わる幾つかの事実が明らかとなった。その概要のみ示す。

(1) 神社境内の構成

神社境内は、大字六条の一の鳥居より北東に約300m真っ直ぐ大字五条に参道を進み、西に直角に折れ曲がり境内に入る。この境内は、東西に長い境内で、幅約5mの溝(堀)によって東西約200~220m、南北約110~170mの不定型な長方形約33,000㎡を囲んでいる。この境内地の立地は谷状の低湿地の上で、特に本殿裏側は旧河道跡に当たる。この境内の奥部に、琵琶湖のある西側に背を向けた本殿が、その前面に拝殿が、さらに入り口御手洗川を渡る反橋前に楼門と二の鳥居があり、これらは境内の参道の中軸線上において繋がっている。

この主要社殿の配置は、これまでの調査では建替えによる大きな移動は見られず、極めて継続性の高いものであることが明らかとなった。さらに現楼門の両翼からは堅牢で幅広の回廊状の基壇が、さらにそれに取り付く溝心々間約5m幅の築地とが主要社殿を囲んで二分し、さらに境内を本殿・拝殿(・祈願所)区と楼門・広場区の前後に二分し区画していた。また、この境内参道は、幅約2.2mのもので、小石を叩き締めて作られており、拝殿前では溝幅を約5mから約3mに狭めた部分が発見され、橋(反橋又は平橋)の存在が確実となった。庭園遺構はこの本殿・拝殿区の築地の中に作られており、本殿・拝殿のための施設と見なすことができる。

(2) 庭園の構成と構造

庭園の構成は、およそ本殿と楼門との参道中軸線によって左右対称に作られている。これらは本殿・拝殿区を巡る溝にて限られた中に、本殿より東側前方の左右に中島(隅丸方形と円形)二つを設け、遣水口から本殿の後に水深の浅い流れをうねらせて水を流すもので、船を浮かべる園地ではない。

修理工事が実施された南側苑地では、発掘調査により比較的その様子が明らかとなっている。

南側苑地への取水は3本ある。この内2本は、東側入り口の御手洗川から取水し、やや大きめの溝状溜池に一

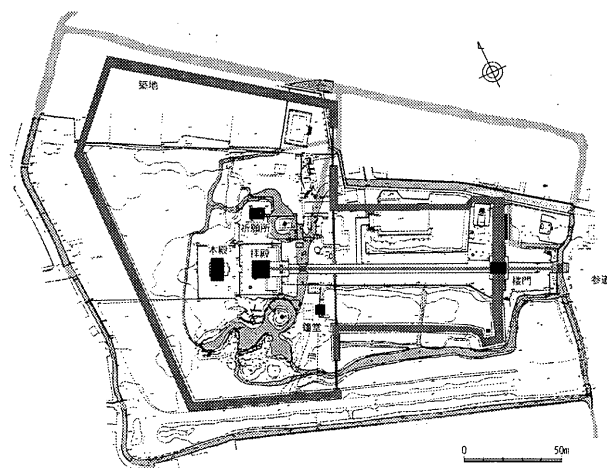


図-2 平安時代の境内遺構推定図

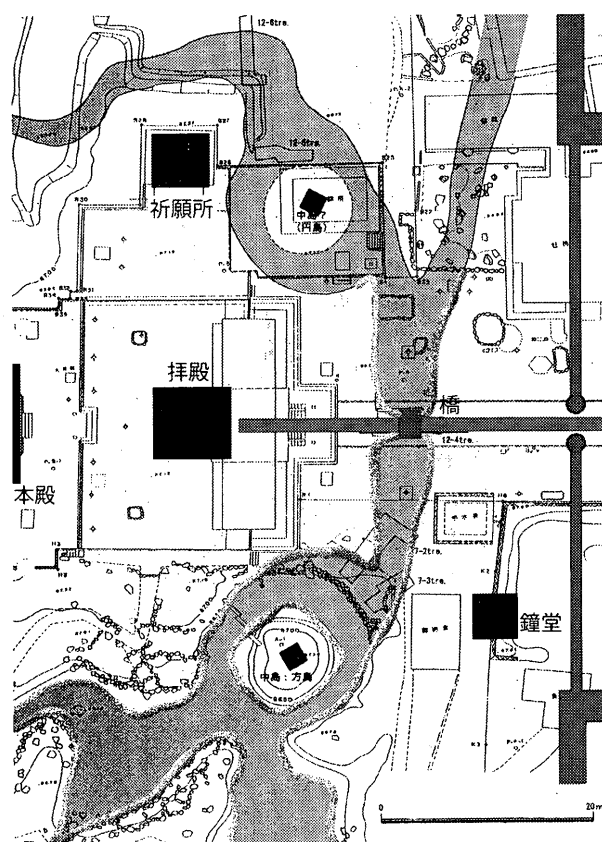


図-3 拝殿前遺構推定図

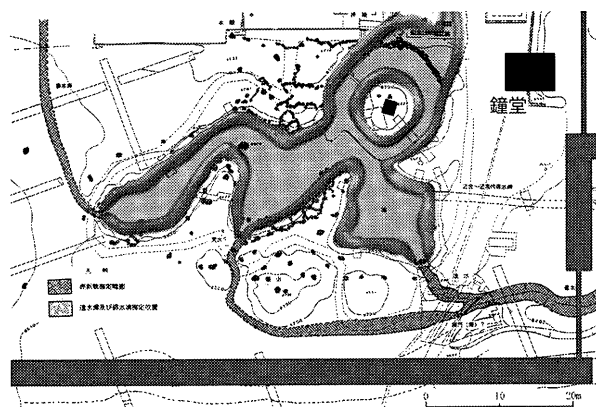


図-4 南側苑地遺構推定図

時的に貯めた後、この水を築地・堀のラインを過ぎた本来の境内の苑地手前で二分して、一方は築山の後ろ側から滝状に出島の谷部から流し込み、もう一方は傾斜をつけて幅 1m 余りの狭く細い水口より、南側の最も広い池に向けてくの字状に流し込んでいる。他の 1 本は、拝殿前の幅約 5m 深さ 0.8~1.5m の溝から流し込むもので、護岸部は約 30~40° の急傾斜ではあるが州浜石敷としており、主要施設の表として特に意識されていたものとみられる。これに対し北側苑地の池では州浜石敷が明確に認められず、当初より南側苑地(主庭園)の池の方が規模も大きく構成も複雑で意匠面においても優れており、その使われ方も違っていたものと思われる。

池の汀には石材分析の結果、野洲川流域で採取された直径 3~10 cm のやや黒い砂岩・砂質ホルンフェルス の円礫を多用して、水深 30~50 cm の池に傾斜約 15° の斜面を作って緩やかな曲線を描く州浜石敷としており、護岸を保護すると共に細波を起こして庭園としての効果を高めていた。景石の痕跡については、護岸部全周の調査においても遂に発見できなかった。野洲川下流域では大型石材を得にくいという地理的条件よりも、庭園が水の祭祀の場としてのみ機能していたのであれば景石は最初から必要とされていなかったことも考えられる。

南側苑地の排水は、池尻より本殿裏を巡り北側の築地外の溝(堀)に排水している。溝の規模は幅が約 1.5m 深さ約 0.6m で、州浜石敷等の装飾は全く見られない。

植生については何力所かで分析調査を試みたが、作庭当初の良好な資料は得ておらず、近世以降の植生を知るのみである。

作庭年代は、未だ明確な資料はないが、土師器小皿等の出土土器からみると平安時代後期の 12 世紀には既に作られていたものと思われる。『兵範記』仁安 2 年(1167)の藤原兼光の神殿・舎屋・門の修造とそれに伴う拝任の記事は、このことと何らかの関係が考えられる。

作庭後の苑地遺構は 14~15 世紀には、北側苑地は完全に埋没して中島上の境内社を残すのみとなり、南側苑地の中島周辺以外と、拝殿前面の明治末年まで残る一部溝跡以外にもこの頃には埋没していた。このころには庭園としての認識さえ怪しくなっていたことが、観応年(1350~52)作成の絵図によりみられる。また南側苑地の中島は、池の浚渫によって池底から 2m 余りの土饅頭となり、16 世紀までこれが経塚として利用されていたことが確認できた。

現在見る庭園となったのは、日露戦争の戦勝記念として、地元が明治 38 年~明治 41 年(1908)に神苑を復興したことによるものであることが、文献調査と発掘調査によって明らかになった。この当初の指定地である南側苑地の浚渫及び作庭は、「植利」(大津市材木町在住)という人物が中心となっている。この時の作庭は、守山石(志賀町)が多数琵琶湖の対岸より運ばれ使用された以外、当初の園池に近い縄張りで行われたことが幸いして、埋没

していた庭園を大きく破壊することが無かった。恐らく園池が窪みとして残っていたものと推測されるのである。

6. 発掘調査による成果と修理整備方針の策定

発掘調査により上記の成果を得たのであるが、保存修理を行うに当たりどの時点での景観像の獲得による修理復元・整備を目指すのかは、極めて大きな問題である。兵主神社の場合、南側苑地の修理を始めて 6 年目に追加指定を得て、さらに北側と東側苑地の整備を 5 年間で行うこととなったため、各苑地の整備方針に混乱を来した。

当初の指定地である南側苑地は、その石組や木杭護岸、築山等が明治 41 年に完成したものであることが調査により明らかとなった。昭和 28 年の指定においては、これら全てが名勝を構成する重要な要素となっていた。このため、0.8m 余り下層に存在する平安時代の庭園を蘇らせるのではなく、平安時代の地割りを残す明治の庭園を修理復旧させることとなった。これには異論も見られたが、名勝指定であることの重みを重視してこの様な結論となった。これが史跡であれば、これが平安時代の庭園で指定されていたならば、今回とは異なった整備方針が打ち出されていたかもしれない。修理は、護岸石組の修理復旧、汀の柔らかさを横杭から乱杭に変更して古式な雰囲気を表すに留め、後は便益施設としての東屋と説明板の設置と植栽となった。ここで新たに設けたものは、池が給水の無い溜池状態であったため、発掘調査により発見された平安期の 3 本の遣水の中で、最も主要な南側遣水を復元整備し、流れを作ったことである。

北側苑地は、クスノキの大木の森となっていたため、平安期の排水溝や築地等を樹間に復元することはとても不可能であった。さらに寛永 20 年(1643)に現在の本殿を建設する際、本殿・拝殿を含む全域の地盤改良のための掘込地業と、周囲より約 1m 余り嵩上げすることとを目的に、大量の浜砂を湖岸より搬入していた。この時の資材搬入に使われた舟入り溝と横木を渡し階段状にした棧橋の遺構が、半ば埋まった状態で発見されていた。このため、北側苑地では、最も復元が可能であり下層の遺構にも被害を与えない、江戸前期の舟入り溝と棧橋を復元することとなった。

東側苑地では、少し様子が異なっていた。クスノキの森の中央に、平安期の導水遺構に手を加え近年まで使用していた用水路が半ば埋まって残っていた。ここでは、南側苑地への給水溝・導水としてこの溝を神域東側の御手洗川の取水地点から復旧し、さらに築地の基壇のみを復元的に遺構表示し、本来の境内地とそうでない境内地の区分を樹木植栽のある場所と草地に分けて、平安期の復元的整備をここで始めて行ったのであった。

この様に各苑地により、復元整備した時代を異にすることとなった。しかし、これらは紛れもない兵主神社庭園の歴史の一齣であり、上層遺構を破壊することなく平安期の遺構のイメージを出来る限り表現しようとした

結果に他ならない。またこれらを繋ぐものとして、近世の状況を復元した北側苑地より入園し、中世に復元した南側・東側苑地を巡り北側苑地に出るという園路の順路とガイダンス施設を設け、一見統一感のないそれぞれの整備を繋ぐものとして完成を見ることとなったのである。

7. 庭園の維持管理

庭園が庭園であるためには、事業中は勿論のことであるが、事業が完了した平成 14 年度からの果てしない維持管理に係わっており、最小の経費で最大の効果を必要としている。このため、事業の終わる 3 年前の平成 11 年度より庭園維持管理計画の策定を開始し、庭園全体の景観をも含めた長短期の管理をどの様に行うべきなのか、専門家を交えた検討によって仕様マニュアルを作成した。

本庭園では広大な面積を、全て南側苑地の主庭園と同じ苔庭とするのではなく、周辺の環境や現況に合わせて幾つかのランクに分けて苑地を管理する方法をとることとした。さらに庭園実務者や行政担当者が交代しても、作業内容・工程・作業量が分かるように、標準工程仕様書を 3 年間の経験的なデータにより作成した。

まず管理ランク分けとして北側苑地は、北側出入口門から入ると、イヌマキの生垣の中に梅林とカキ、舟入り溝の手前までモウソウチクの竹林といった鄙の畑の景色として低草地とした。溝を渡る橋を過ぎて本殿北側では、クスノキの高木林とツバキ・サカキ等の中木常緑樹林からなる神域として、中・低草地と地肌を出さずに適度な落葉敷きとした。南側苑地については、これまでと同様な徹底した苔庭とした。東側苑地は、復元築地基壇は芝貼りだが将来は草地とし、築地の内側についてもグラウンドカバーとしての低草地とし、遣水の西側から東側へは苔庭から低草地へと順次移行し、その他外周や樹間は機械除草するように管理することとした。さらに各管理地区の年間を通した清掃・除草・苔養生・剪定・整姿・防虫剤散布・施設遺構標識管理・水路池管理・植栽植物管理・園路管理などの方法と手順を示した。

また長期の計画的な管理として、来園者と施設への影響がある危険木の除去、周辺の住宅地を遮蔽するための樹木帯の保守、高木であるクスノキの樹勢回復と枝張りの調整(165 本)、庭園樹木と樹林の樹勢回復と樹高管理(常緑樹・落葉樹 78 種 1,955 本)、草木による林床の乾燥防止と修景(草本・木本・蔓類等 54 科 146 種)、園池の水の浄化と水量の確保、落ち葉や枝の処理等である。

全ての苑地を苔庭とすることは、実際上不可能である。現況のクスノキを中心とした神域の樹木環境を、伐採し破壊してまで苔庭にすることにも問題がある。園路でのそれぞれの位置においてその場の趣や景観を楽しんでもらうこと、昔に戻すのではなく最小限の維持管理で見せる工夫をすることとした。

8. 庭園の活用と観光

兵主神社は、残念ながら一日に何百人何千人もの人が訪れる観光社寺ではないので、その庭も観光庭園ではない。むしろ整備されたことを聞いて、わざわざこの地に足を運んできていただいた、一日数人から数十人の来園者と地元氏子の庭園である。多額の事業費を投じて、それでは投資効果が無いではないかと言うお叱りを受けるのは当然である。元々本事業は観光化事業ではなく、名勝庭園の保存修理事業ではあるが、やはり来園者の増加は気にかかることである。観光ルートからもかけ離れているため、神社単独で積極的に観光化を図る経費を投入できるわけでもない。それでも文化財の活用という意味からも、日頃の維持管理の成果を多く方に見ていただきたいと思っている。見る人と見せる人のお互いの緊張感があってこそ、今後の励みも生まれてくるように思えるからである。しかし、見せる側がイメージを強く与えることは慎まねばならない。日本人が創りあげてきた、日本文化の美意識の表れである日本庭園の真の美しさや意味を理解していただくためにもこの庭の傍らに実際に立ち、五感で感じてもらいたく思う。現在のバスツアー観光は、そうした意味からはやや反しているかもしれないが、日本人の内なる光を観るためにこられる多くの方々に兵主神社庭園を感じてもらうことは有効であり、それは決して庭園の価値を損なうものではない。

9. おわりに

庭園の整備に係わり強く感じたことは、「庭園は生き物である」ということである。自然を使い、人間が創りあげた人工の自然。一年放置すれば跡形もなくその姿は荒れ果て、自然に復する。庭園は人間が手を入れ続けなければ生きられず、育ちもしない。厄介な文化財であるが故に手を緩めることなく、末永く護っていかねばならないと感じている。

謝辞

今回の報告は、所有者である兵主神社と井口昌弘宮司、保存整備委員会の各委員並びに各指導機関の成果を取り纏めたものである。また挿図等の作成は、同僚の河合順之、宮本信幸、西澤昌樹、上西窪安子の協力を得た。記してお礼申し上げたい。

参考文献

- 1)重森三玲・重森完途(1971):兵主大社庭園:日本庭園史体系 3, 93-107, 社会思想社
- 2)宇野茂樹(1984):兵主の社:近江兵主の社, 27-31, 近江文化社
- 3)和田萃他(1996):水辺の祭祀:日本考古学協会 1996 年度大会 研究発表要旨, 日本考古学協会
- 4)田中哲雄(2002):発掘された庭園:日本の美術 429, 至文堂
- 5)中村一・尼崎博正他(2002):名勝兵主神社庭園保存修理報告書:兵主神社・中主町教育委員会